

意見書

平成19年8月23日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンク B B 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成19年7月23日付け情審通第87条で公告された省令案に関し、別紙の通り意見を提出します。

このたびは、「事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令案」に関し、意見募集の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 0AB～J番号を使用するIP電話用設備等の技術基準の見直しについて

事業用電気通信設備規則改正案第二章第五節において、「第一款 アナログ電話用設備」、「第二款 総合デジタル通信用設備」及び「第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備」に関してはそれぞれ新たに「異なる電気通信番号の送信の防止」条項が規定されていますが、「第四款 その他の音声用伝送設備」に関しては当該条項が追加されていません。

今回の省令見直しについては、0AB～J番号を使用するIP電話用設備の技術基準を見直すことを主目的としたものであることは認識しておりますが、0AB～J番号以外の番号を使用する携帯電話や050IP電話等が該当する「第四款 その他の音声伝送用設備」についても、発信者番号偽装防止の重要性は全く同じであることから、「異なる電気通信番号の送信の防止」条項を追加して頂きたいと考えます。

2. コロケーション設備に対する防火等対策について

事業用電気通信設備規則改正案第13条第3項において、コロケーション設備に対する防火対策等が新たに規定されていますが、防火対策のために必要な措置(以下、「当該措置」という。)を講じる義務の明示については、コロケーションスペースを提供する事業者(以下、「提供事業者」という。)及びコロケーション設備を設置する事業者(以下、「設置事業者」という。)双方にとってメリットがあるものと考えます。

但し、提供事業者が設置事業者に対して当該措置の要求事項を求める場合、提供事業者毎に異なった措置や、過度な措置を義務付けた場合には、設置事業者の電気通信設備のコストアップにつながったり、円滑なコロケーション実施に支障が出たりする恐れがあることから、当該措置については安全・信頼性が確保できる最低限の規定に留めると共に、一定の事業者共通ルール作成の必要性についても検討する必要があると考えます。

また、コロケーションスペース提供義務がある第一種指定電気通信事業者が当該措置の要求事項を定める場合については設置事業者に与える影響が大きいため、当該措置の要求事項についてはその接続約款へ記載を義務付け、過度な措置とならないよう、厳格な審査がなされるべきと考えます。

以上